

# 希望出生率 1.8の実現

## 夢をつむぐ子育て支援

### 国民生活における課題

希望どおりに結婚したい  
 ※現状の35～39歳未婚率  
 男性35.6%、女性23.1%  
 ※結婚意思率(18～34歳)  
 男性86.3%、女性89.4%

希望どおりの年齢での結婚をかなえたい  
 ※現状の平均初婚年齢  
 男性31.1歳、女性29.4歳  
 ※希望結婚年齢(18～34歳)  
 男性30.4歳、女性28.4歳

希望どおりの人数を出産・子育てしたい  
 ※現状  
 ・夫婦の平均予定子供数  
 2.07人  
 ・自身の希望子供数  
 2.12人  
 ・理想の子供数を持っていない理由として「子育てや教育にお金がかかるから」と回答した割合  
 60.4%

ひとり親家庭の生活環境を改善し、子供の学習意欲を向上させたい  
 ※現状  
 ・ひとり親家庭の子供の高校卒業後の進学率 41.6%  
 (全世帯平均 73.0%)

### 検討すべき方向性

若年の雇用安定化・所得向上  
 ・失業率(全体3.3%)  
 ・若年(15～34歳)非正規割合 27.7%  
 ・若年(15～34歳)無業者 56万人

出会いの場の提供  
 ・今まで結婚していない理由(20代・30代)「適当な相手に巡り合わない」男性53.5%、女性55.1%

保育・育児不安の改善  
 ・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合:19.4%

待機児童の解消  
 ・保育所待機児童数 23,167人  
 ・放課後児童クラブ待機児童数 16,941人

仕事と育児が両立できる環境整備  
 ・フルタイムに対するパートタイムの賃金水準 56.6%  
 ・週労働時間49時間以上 21.3%  
 ・非労働力人口の女性のうち就労を希望する者 301万人  
 ・セクハラ防止に取組企業 59.2%

教育費負担感の軽減、相談体制の充実  
 ・子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの  
 ①学校教育費 55.6%  
 ②塾等学校以外教育費47.0%  
 ③保育所等費用 39.1%

ひとり親家庭の所得の向上  
 ・母子世帯の平均年間収入  
 就労収入 181万円  
 収入合計 223万円

### 対応策

- ① 若者の雇用安定・待遇改善
- ② サービス産業の生産性向上  
 (※「名目GDP600兆円の実現」⑩と共通)
- ③ 結婚支援の充実
- ④ 妊娠・出産・育児に関する不安の解消
- ⑤ 子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくり
- ⑥ 多様な保育サービスの充実
- ⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上
- ⑧ 働き方改革の推進  
 (※「介護離職ゼロの実現」⑤と共通)
- ⑨ 女性活躍の推進
- ⑩ 地域の実情に即した支援
- ⑪ 希望する教育を受けることを阻む制約の克服
- ⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

### 結

### 婚

### 妊

### 娠

### ・

### 出

### 産

### ・

### 子

### 育

### て

### ひとり親家庭

希望どおりの人数の出産・子育て（待機児童の解消）  
⑥ 多様な保育サービスの充実（その1）

【国民生活における課題】

出産後・子育て中に就業したくても、  
子供を保育する場が見つかからない。

- ・待機児童数：23,167人（2015年4月）
- ・現在就労していない既婚女性の就労していない理由「子供の預け先がない」とする回答：22.4%（2011年11月）

子供の体調不良等の急な対応のため仕事を休まざるを得ず、両立が難しい。

- ・「多様な保育サービスの充実」を施策として求める割合：41.4%（子供が未就学児の親）（2011年11月）

放課後児童クラブの利用を希望しても、  
利用できる場がない。

- ・放課後児童クラブの利用者：102.5万人（2015年5月、対前年度比+8.8万人）
- ・放課後児童クラブの待機児童数：16,941人（2015年5月、前年度比+6,996人）

【今後の対応の方向性】

出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、多様な保育の受け皿や放課後児童クラブを整備するとともに、放課後における学習・体験活動の充実を図る。

保育人材の確保策と合わせた総合的取組により、保育の待機児童は2017年度末、放課後児童クラブの待機児童は2019年度末の解消を目指す、以降も維持継続する。

【具体的な施策】

- ・ 2017年度末までの待機児童解消を目指す、保育の受け皿の整備拡大を40万人から50万人に拡大。  
待機児童解消までの緊急的な取組として、保育コンシェルジュの設置促進、地方単独施設への運営費の一部支援など自治体独自保育サービスの支援、緊急的な一時預かり事業の活用、広域的保育所等利用事業の促進、施設整備費支援の拡充、改修費支援等の拡充等を実施。今後については、自治体の実施状況や意見を踏まえながら柔軟かつ速やかに検討する。
- ・ 多様な主体による多様なサービス（病児保育、延長保育、一時預かり、障害児支援等を含む）の受け皿拡大を図るとともに、ニーズに応じた柔軟な利用方法を検討する。
- ・ 小規模保育事業等の卒園児の円滑な移行の推進を図る。
- ・ 空き教室などの地域のインフラや国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する。
- ・ 特に就業・子育ての実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、2016年度から新たに、企業主導型保育の整備・運営の支援を行うとともに、企業主導型ベビーシッター利用者支援、病児保育の普及促進を図る。その財源として事業主拠出金率の上限を引き上げ（0.15%→0.25%）、拠出金率を段階的に2016年度0.20%、2017年度0.23%とし、2018年度以降は実施状況を踏まえ協議の上で決定していく。
- ・ 2018年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組み。

※ 例えば女性（25～44歳）の就業率が80%程度まで上昇した場合に、近年の保育利用率の状況を機械的に延伸すると保育の1、2歳児の利用率は約60%（参考試算）

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	指標
施策	<p>多様な保育サービスの受け皿の整備</p> <p>企業主導型保育の推進（事業主拠出金制度の拡充）</p>												
2015年度	<p>保育の受け皿整備拡大を40万人から50万人分に拡大</p> <p>緊急対策の実施（保育コンシェルジュ設置促進、地方単独施設への運営費の一部支援など）と自治体独自保育サービスの支援、緊急的な一時預かり事業の活用、広域的保育所等利用事業の促進、施設整備費支援の拡充、改修費支援の拡充等（実施状況を踏まえ対応を検討）</p> <p>多様な主体による多様なサービスの受け皿拡大</p> <p>企業主導型保育事業による受け皿拡大（→約5万人分）</p> <p>ベビーシッター利用者支援・病児保育普及促進</p> <p>法案提出</p> <p>拠出金率 0.20%</p> <p>拠出金率 0.23%</p>												
2016年度	<p>女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展等を踏まえつつ保育の受け皿を確保</p> <p>少子化社会対策大綱等を踏まえた財源確保への適切な対応</p> <p>子ども・子育て支援法附則第2条に基づく検討</p> <p>拠出金率：協議の上決定</p>												
2017年度	<p>保育の待機児童数：2017年度末の解消（2015年4月：23,167人）</p> <p>保育の受け皿拡大量：2017年度50万人（2015年4月：21,97万人）</p>												

# ⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その1）

## 【国民生活における課題】

求められる保育サービスを提供するための保育士が不足している。

- ・有効求人倍率：2.21倍（東京：5.45倍）
- ・全産業の有効求人倍率：1.23倍（2016年3月、原数値）

人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されている。

- ・保育士：322万円
- ・全産業：373万円（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ、年収ベース）

保育士は、キャリアパスの展望が見えにくいために、勤続年数が短い傾向があると指摘されている。

- ・保育士：勤続年数7.7年
- ・全産業：勤続年数9.4年（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ）

## 【今後の対応の方向性】

求められる保育サービスを支えるために必要な保育士を確保（2017年度末までに2013年度比で19万人。以降も必要に応じて確保）するため、安定財源を確保しつつ、保育士の処遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

### 【具体的な施策】

（保育士の処遇改善）

- ・保育士の処遇（1）については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「賃の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度<sup>(2)</sup>ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。
- ・適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

（1）子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

（2）賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値（平成27年賃金構造基本統計調査）。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向（平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む）を踏まえ、予算編成過程で検討。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
施策	保育士の処遇については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。	保育士の処遇については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。	新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記された「賃の向上」の一環としての処遇改善を行うこととし、賃金に適切に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。										保育士の処遇改善 保育士の賃金：2017年度末の解消（2015年4月：23,167人） 放課後児童クラブの待機児童：2019年度末の解消（2015年5月：16,941人）
													保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差を解消 保育人材の数：2017年度末48.3万人（2013年度37.8万人）
													必要に応じて処遇を改善

